

岐阜県道路パトロール車運転業務委託（単価契約）に関する一般競争入札公告

岐阜県道路パトロール車運転業務委託（単価契約）について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和4年3月3日

岐阜県下呂土木事務所長 石井 伸吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 名称 道路パトロール車運転業務委託（単価契約）
- (2) 場所 下呂土木事務所管内一円
- (3) 内容等 入札説明書及び特記仕様書による。
概要 全期間の予定業務日数 729日間
原則、土・日・祝日・年末年始等閉庁日除く毎日
- (4) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- (5) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 県内に本店又は支店、営業所を有するものであること。
- (8) 道路運送法第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (9) 車両運転責任者1名及び下記条件を満たす車両運転手2名以上を当該業務に配置できること。
（車両運転手）
パトロール車の運転に必要な免許取得後、入札時点において3年以上経過した者とする。
また、年齢が、契約する時点において満70歳未満かつ、入札時点において直近3年間に自動車の運転に関して罰金刑以上の刑に処せられたことがない者とする。
なお、契約途中でやむを得ず交代する場合は、交代する時点において、上記の条件を満た

したものとする。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒509-2592 岐阜県下呂市萩原町羽根 2605-1
岐阜県下呂土木事務所 総務課 管理調整係
電話 0576-52-3111 (内線 305)
FAX 0576-52-1948

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和4年3月3日(木)から令和4年3月10日(木)までの毎日
(ただし、県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は、上記3の(1)まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和4年3月11日(金)午後4時必着

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和4年3月15日(火)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和4年3月25日(金) 午後1時30分

イ 場 所 岐阜県下呂市萩原町羽根 2605-1
下呂総合庁舎 3階 3-1会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

本入札は、業務1日当たりの単価入札及び単価契約であるため、入札書には単価を記載すること。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に

記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第 114 条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便、信書便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 予定業務日数については、公告日現在の予定日数であるため、祝日等の変更及びその他の事情により変動することがある。

(8) 本業務については、岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 2 項に基づく長期継続契約であり、翌年度以降歳出予算の減額又は削除があった時は契約を解除することがある。

(9) 詳細は、入札説明書による。